

## 第5回八代交通圏タクシー協議会（議事要旨）

平成24年9月11日（火）14：00～  
八代市厚生会館

開会（14：00）

### 会長挨拶

本日は、委員の皆様におかれましては、残暑厳しい中、そしてご多忙の中を、「第5回八代交通圏タクシー協議会」にご出席いただき、誠にありがとうございます。

委員の方の中には、異動等により今回初めて出席される方もおられるようですが、どうぞよろしくお願ひ致します。

また、皆様方には、日頃から、私どもの運輸・交通行政の推進に対し、格別のご理解とご協力を賜っており、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。

本協議会につきまして、これまでの協議の経過につきましては、この後事務局より説明がなされますので詳しくは触れませんが、平成22年の3月に開催しました第3回協議会で委員全員の合意を得て、地域計画が作成されました。その後、各事業者は減車・休車等の事業再構築を含む特定事業計画の認定を受けて、タクシー事業の適正化・活性化に取り組んでいるところです。

協議会は、地域計画に沿った事業が的確に、迅速に実施され、利用者利便の向上に繋がっているかの検証を行うため、特定地域に指定されている間は定期的に関催することとされています。

タクシー事業の適正化・活性化に関する特別措置法に基づく指定地域の期限は今月末となっており、全国各地の効果検証が終わり、現在の特定地域を再指定する方向で進められています。今回の協議会では、地域計画の作成からの2年半の効果を検証するとともに、今後の方向性についても、しっかり総括するための会議として開催するものです。

特に供給過剰になっているタクシー車両の見直しを図り、交通事故や交通渋滞、駐車違反等をなくすとともに、タクシー運転者の労働条件の改善を図り、利用者に安全・安心・そして快適なタクシーの輸送サービスを提供するとしてタクシー特別措置法の目的を達成するために、タクシー事業者はもとより、関係行政機関や自治体あるいは関係団体の協力のもと、取り組みを進めていくことになっています。

タクシーは、ドアツードアの輸送サービスを提供できる重要な公共交通機関ですが、自家用自動車の普及、少子高齢化の進展、長引く景気低迷など様々な要因で、利用者が減少してきており、このような状況の下、タクシー事業の適正化・活性化を図る為には、適正な車両配置・供給過剰状態の解消・労働環境の改善・利用者サービスの向上などの取り組みが必要だと思っております。

この後、事務局から、進捗状況を報告することになっておりますが、その後で、委員の皆様には討議して頂きますが、更に充実した取り組みとなるようにフォローアップにつなげていきたいと思っておりますので、忌憚のないご意見をお願いしまして、挨拶とさせていただきます。

事務局

特措法について

- ・特措法の説明
- ・特定事業計画について
- ・輸送実績等の説明
- ・タクシー適正化・活性化法の特定地域の指定につきましては、本年10月をもって、施行から3年が経過し全国142の特定地域の指定期間が9月末で期限を迎えます。この間の特定地域の適正化・活性化の取り組みで、供給量が削減されたことにより、日車営業収入が改善されるなど効果を上げてきています。しかしながら、各地域の指標を見ると特定地域の指定要件に引き続き合致しているということで、10月1日付けで特定地域を再指定する事になる予定です。指定期間も3年ということで進んでいます。

神園委員

八代交通圏おける適正化・活性化に関する取り組み状況について

前回の会議からの措置について、前回観光に対する取り組みについて要望がありましたが、これに対して八代市内の観光ルート5ルートを観光別ルート運賃として申請し、現在タクシー協会で審議しています。認可になり次第各社のホームページ等で公表していく。八代市における観光のニーズは当社では月に5～6件のニーズがある。大きなイベントがあった場合、昨年のねんりんピックの場合は、対応が全部にたいしてできなかった、これについては我々の準備不足として反省している。特措法の延長も決まって、事業者団体としては我々の事業がやりやすい状況を作ってもらっているが、それに答える活動が必要。公共交通についても、我々が対応できるきちんとした基盤を作り努力が必要。

村上委員

特措法により減車がスムーズにできた、下限我の運賃が大半だったが、これもゾーンの中に張り付いた、運賃収入は上がっており、運転手の労働条件が改善している、今後は適正車両数と言われる240両にできるのかを事務局にお聞きしたい。

事務局

適正車両数について、240両という数字がある、現状では労働条件の改善にはほど遠いと思っている、減車については事業者の判断になるが、国としては、適正車両数にはこだわっていきたい。

事業再構築については、10%以下が2社あるがヒアリング等を行い減資できない事情等聞いている、今後も機会ある毎に確認させていただき、できる限り進めていただくよう話をしていく。

村上委員

一丁目の駐車違反について、前回警察に乗り場の設置ができないかというお願いをしていたが、難しいのかなと言う感じがある。ショットガン方

式ができないかというお願いもしていたが進んでいない、乗り場設置について難しいのかどうか伺いたい。

永井代理  
(八代署)

乗り場については、道路整備ができて邪魔にならないとか、一般車両に支障ないとか道路の整備ができれば可能であるが、現状では、道路が狭くとても設置が難しい状況。道路じゃないところ、民間の駐車場とかにお客を誘導しそこから乗せる等もできるのではないか。現状では住民から多数の苦情がきている。

角氏  
八代市道路管  
理者

交通の流れを阻害しない事が一番。道路を拡幅することは不可能であり中心部ではなかなか厳しい状況。

事務局 専務

熊本市内の状況を参考まで説明する。  
乗り場には2名の警備員を置き実施している。交通量が多いところは23時から実施している。これに至るまでには、地域住民への説明・警察への説明・協力がありできあがった。上通りに設置する方向で動いている、方法は地域の商店街への説明、周りからの陳情をお願いして設置に向けている、参考まで説明した。

林田委員

運転手として、危険な状態の中心部もある。  
時間帯の規制など工夫ができればと思う。

山中委員  
会長

観光タクシーについては、許可になったらPRをお願いしたい。  
バスに乗れない交通弱者がタクシーを利用する、福祉との連携も大事であり、スムーズに利用できる環境を作ってほしい。PRがあれば一人暮らしの方でも気軽に利用できる。

神園委員

福祉については、各社のビジョンによって違ってくる、これを業界単位でどうやっていけるかが地域の中での公共交通として必要、業界としてトータル的なサービス、どのタクシーに乗っても同じサービスが受けられるという、業界としての努力が必要と思っている。

板橋代理  
熊本県

タクシーの公共交通機関としての役割が大きくなっている。他の公共交通機関との連携も念頭に置いて進めていただくようお願いしたい。

相澤代理  
八代市

乗合タクシーをお願いしている、坂本・東陽・泉に空白地域に導入した。今後はより多くの方に乗っていただくようなPRをしていきたい。今後は、平地の空白地帯について、また、おれんじ鉄道と平行するバス路線について役割分担を検討している中、今後は乗合タクシーの利用も検討の場の上

がってくるのではと思っている。

神園委員 乗合タクシーを公共交通とした場合、タクシーの台数240台とした場合、この台数では無理である。その中でバスとタクシーの連携が必要、240台のドットで各社別別に考えるのではなく全体で対応すべき。

村上委員 乗合タクシーについて肌で感じるのは、利用者にとっては命である、これを当てにしている、利用者に感謝される、運転手は荷物を持ってあげる。乗合タクシーが良すぎて普通のタクシーが動かない状況であるが、止めるわけにはいかない。将来的にタクシーが生きる道は乗合タクシー・介護タクシーではないかと感じている。

角氏 個人的に、母親がバスに乗れない、タクシーについては玄関まで来ていただき、親切にしていただけ、病院の受付までしていただくこともありありがたい。タクシーの役割についてはその方面でもクローズアップされていくべきと思う。

山中委員 山間部の高齢者にとってタクシーは住民の足である。

会長 皆様からいただきました貴重なご意見を踏まえまして、今後の地域計画の取り組みに活かしていくべきと考える。

タクシー事業者さんが進めておられます地域計画や特定事業計画を、委員の皆様からいただいたご意見を踏まえて、さらに充実した内容のものにしていただきたいと思います。これからもフォローアップとしてやっていくということになりますので、タクシー事業者さんが中心にやっていくこととなりますが、関係行政機関、関係団体のご協力、ご支援をお願いしたいと思います。

石崎委員

「挨拶」

特措法施行以来、各委員の皆様には貴重な意見をいただきありがたい。年々良い方向に改善されていると思う、一日一日の前進が皆様から信頼される業界になる。いろいろな問題があるが改善することにより良い方向に進む、協会としては、よりよい方向に向かうよう努力していきますので、よろしく申し上げます。

閉会(15:40)